

(公 印 省 略)

循 推 第 1 2 8 9 号
令 和 4 年 3 月 8 日

一般社団法人大分県産業資源循環協会
会長 加藤 晴夫 殿 殿

大分県生活環境部循環社会推進課長

令和4年度税制改正大綱の取りまとめについて(通知)

本県の廃棄物行政の推進につきまして、平素から格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

上記のことについて、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課及び廃棄物規制課から、別添のとおり通知があり、大分県知事許可がある一般廃棄物処理施設設置事業者及び産業廃棄物最終処分場設置事業者に通知しましたので、お知らせします。

つきましては、貴协会会员への周知にご協力くださるようお願いいたします。

なお、通知の趣旨は下記のとおりです。

記

1 維持管理積立金の損金算入等に関する制度変更について

令和3年度まで、最終処分場に係る維持管理積立金については、都道府県知事による通知額の60%を限度に損金として算入できました。

令和4年度税制大綱により、令和6年4月1日からは、損金として算入できる額が令和10年度まで1年度ごとに10%ずつ縮小されます。

2 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長について

課税標準となるべき価格を以下のとおりとする特例措置について、見直しを行った上、その適用期限を2年延長します。

(1) ごみ処理施設

課税標準となるべき価格：1/2

なお、適用対象は、熱回収又は再生利用の用に供する施設に限定され、当該特例の適用対象となる施設については、地方税法施行規則の改正により示される予定です。

- (2) 一般廃棄物の最終処分場
課税標準となるべき価格：2/3
なお、適用対象から廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により環境大臣の再生利用に係る認定を受けた施設は、適用対象から除外されます。
- (3) PCB 廃棄物等処理施設
課税標準となるべき価格：1/3
- (4) 石綿含有産業廃棄物等処理施設
課税標準となるべき価格：1/2
なお、中間処理施設及び最終処分場が当該特例の対象です。

【参考】

○令和4年度税制改正の大綱

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/20211224taikou.pdf

(担当)

資源化推進班 安藤

計画・調整班 藤本、酒盛

TEL : 097-506-3125、3128

FAX : 097-506-1748

E-mail: a13410@pref.oita.lg.jp